

◎新潟県選挙管理委員会告示第54号

平成26年12月14日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙における各選挙区の選挙長の事務は、それぞれ次の場所において取り扱うものと定めた。

平成26年12月2日

新潟県選挙管理委員会

委員長 長津 光三郎

選挙区名	場	所	所在地
第1区選挙区	新潟県庁西回廊2階講堂		新潟県新潟市中央区新光町4番地1 (ただし、12月2日午前中とし、12月2日午後以降は新潟県庁行政庁舎6階 会議室602とする。)
第2区選挙区	新潟県庁西回廊2階講堂		新潟県新潟市中央区新光町4番地1 (ただし、12月2日午前中とし、12月2日午後以降は新潟県庁行政庁舎6階 会議室602とする。)
第3区選挙区	新潟県庁西回廊2階講堂		新潟県新潟市中央区新光町4番地1 (ただし、12月2日午前中とし、12月2日午後以降は新潟県庁行政庁舎6階 会議室602とする。)
第4区選挙区	新潟県庁西回廊2階講堂		新潟県新潟市中央区新光町4番地1 (ただし、12月2日午前中とし、12月2日午後以降は新潟県庁行政庁舎6階 会議室602とする。)
第5区選挙区	新潟県庁西回廊2階講堂		新潟県新潟市中央区新光町4番地1 (ただし、12月2日午前中とし、12月2日午後以降は新潟県庁行政庁舎6階 会議室602とする。)
第6区選挙区	新潟県上越地域振興局 本館2階201会議室		新潟県上越市本城町5番6号 (ただし、12月2日とし、12月3日以降は新潟県庁行政庁舎6階 会議室602とする。)